

町内会・自治会 活動 Q & A

令和7年度版

廿日市市町内会連合会・廿日市市

— 目 次 —

第1章 町内会・自治会について

- 1 町内会・自治会とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 1
- 2 町内会等と市の関わり・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 1
- 3 廿日市市町内会連合会について・・・・・・・・・・P. 2
- 4 町内会等の設立手順について・・・・・・・・・・P. 3
- 5 町内会・自治会長変更時の手続きについて・・・・P. 4

第2章 町内会・自治会活動 Q&A・・・・・・・・・・P. 5

- Q1 町内会等に入ると、どんなメリットがありますか？
- Q2 町内会等には、必ず入らなくてはならないのですか？
- Q3 脱会したいという人には、どのように働きかければいいのですか？
- Q4 未加入者には、どのように働きかければいいのですか？
- Q5 役員の選出や引継ぎはどのようにすればいいのですか？
- Q6 町内会長・自治会長の個人情報の取扱いは、どのようになっていますか？
- Q7 町内会等にも個人情報保護法は、適用されるのですか？
- Q8 町内会等の活動に対して、市から補助や支援はありますか？
- Q9 災害時に町内会等は、何ができますか？
- Q10 町内会等と自主防災組織の関係は、どうなっているのですか？
- Q11 交通事故を防ぐために、どのような対策がありますか？
- Q12 ごみの分別ができない家庭と、どのように付き合えばいいのですか？
- Q13 道路や公園の清掃は、町内会等でしなくてはならないのですか？
- Q14 町内会・自治会を合併することはできますか？

第3章 町内会・自治会活動に役立つ制度・補助金など

- 1. 町内会・自治会加入促進・・・・・・・・・・・・ P. 14
- 2. 防犯灯維持管理・設置補助金・・・・・・・・・・ P. 15
- 3. 防犯カメラ設置補助金・・・・・・・・・・・・ P. 15
- 4. ごみ散乱防止ネット等購入補助制度・・・・・・・・ P. 16
- 5. 資源回収推進報奨金交付制度・・・・・・・・・・ P. 17
- 6. 公共施設アダプト制度・・・・・・・・・・・・ P. 18
- 7. 集会所維持管理補助金・・・・・・・・・・・・ P. 19
- 8. 指定緊急避難場所・指定避難所・・・・・・・・・・ P. 20

第4章 町内会・自治会と関わりの深い市の業務【概要・連絡先】

- 1 地域活動に関すること・・・・・・・・・・・・・・・・P. 22
 - ① 町内会・自治会に関する相談
 - ② 認可地縁団体
 - ③ 市民センターの利用
 - ④ 市民活動なんでも相談日
 - ⑤ 廿日市市地域貢献活動保険
 - ⑥ 外国人の皆さんの相談窓口
 - ⑦ スポーツ・レクエーション普及振興に関すること
- 2 防災・防犯に関すること・・・・・・・・・・・・・・・・P. 23
 - ① 自主防災組織・避難施設
 - ② 防災倉庫や機材の整備
 - ③ 避難行動要支援者避難支援制度
 - ④ 地域防犯の相談窓口
- 3 交通安全に関すること・・・・・・・・・・・・・・・・P. 25
 - ① 交通安全対策（交通安全教室・啓発活動）
 - ② 交通安全設備（カーブミラーなど）
 - ③ 通学路
- 4 道路・公園・まちづくり（施設）のこと・・・・・・・・P. 26
 - ① 道路や公園施設の異常や損傷
 - ② 公園・道路・河川などの占用（一時使用）許可・管理
 - ③ 道路・街路などの整備、歩道の整備
 - ④ 景観づくり
- 5 環境・ごみのこと・・・・・・・・・・・・・・・・P. 27
 - ① ごみの収集・運搬
 - ② ダスターステーションの設置・維持管理
 - ③ ボランティア清掃
 - ④ 資源物の集団回収
 - ⑤ 野焼きの禁止
 - ⑥ 公害(騒音・振動・悪臭など)の防止
 - ⑦ アルゼンチンアリの一斉防除
 - ⑧ 犬や猫を飼うとき・野良猫対策
- 6 健康・福祉のこと・・・・・・・・・・・・・・・・P. 29

	① 民生委員・児童委員	
	② 高齢者相談	
	③ いきいき百歳体操	
	④ ふれあいサロン	
	⑤ 敬老事業・老人クラブ	
	⑥ 健康増進（ウォーキングなど）	
7	教育に関すること・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.	29
	① 青少年の健全育成	
8	その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.	29
	① 転入・転出・転居	
	② 出前トークの申込み	
	③ 市民相談	
	④ 市民意見の受付	

～巻末～ 問い合わせ一覧

《はじめに》

最近、単身世帯の増加や高齢化による担い手不足などにより、町内会・自治会の円滑で継続的な運営が困難になってきているという課題が増えています。

また、地域活動の相談を市のどこの窓口にしていいか分かりにくいという意見も少なくありません。

そこで、「町内会・自治会活動 Q&A」を作成しましたので、地域活動の参考として、また引継ぎの際の資料として、ご活用ください。

なお、この Q&A は、令和 7 年度の市の組織・制度をもとに作成しています。市の組織改編により、担当部署名や連絡先が変わることがあります。

町内会・自治会は、
住民同士がつながりあい
より住みよいまちをつくるために
活動しています。



町内会スケジュール（例）

※活動内容は町内会によって異なります。

【年間】

- 4月 総会
- 6月 市内一斉清掃
- 8月 地区夏まつり協力
- 10月 敬老会協力
- 11月 防災訓練協力
- 1月 新年互礼会

【随時】

- ・町内回覧（1、15日）
- ・防犯灯管理
- ・集会所管理
- ・子どもの見守り活動
- ・各種行事への協力

《町内会・自治会活動の相談窓口》

廿日市市町内会連合会事務局	32-3013	（廿日市市市民活動センター3階）
廿日市市役所地域振興課	30-9137	（市役所2階）
佐伯支所地域づくり係	72-1112	（佐伯支所2階）
吉和支所地域づくり係	77-2112	（吉和支所1階）
大野支所地域づくり係	30-2005	（大野支所2階）
宮島支所地域づくり係	44-2000	（宮島支所2階）

第1章 町内会・自治会について

1 町内会・自治会とは

町内会・自治会（以下「町内会等」といいます。）は、自分たちのまちを自分たちで暮らしやすくしようと自主的に活動している団体です。同じエリアに住む人同士が親睦を図るための行事や、生活する中での困りごとを改善するための活動を行っています。

暮らしやすいまちの基盤は、住民同士の信頼関係です。日頃から住民同士がほどよくつながり、災害時にも支えあうことのできる、家族よりも少し大きな単位の組織として町内会等は存在しています。

《町内会等の主な役割》

- ① 親睦 まつりを行うなど、ふれあいのある地域づくりに取り組んでいます。
- ② 安全安心 自然災害など、いざという時にお互い助けあえる関係を築きます。
- ③ 環境整備 生活のルールを定め、きれいで住みやすいまちをつくります。
- ④ 情報伝達 回覧板による情報伝達や、地域の基盤組織として情報発信します。
- ⑤ 要望 より暮らしやすいまちにするために、行政にみんなの声を届けます。
- ⑥ 合意形成 住民の意見をまとめ、共同意思の形成をめざします。

2 町内会等と市の関わり

廿日市市では、つながりを大切にした暮らしやすい豊かな地域社会をめざし、各地区のコミュニティ組織との協働によるまちづくりを進めています。

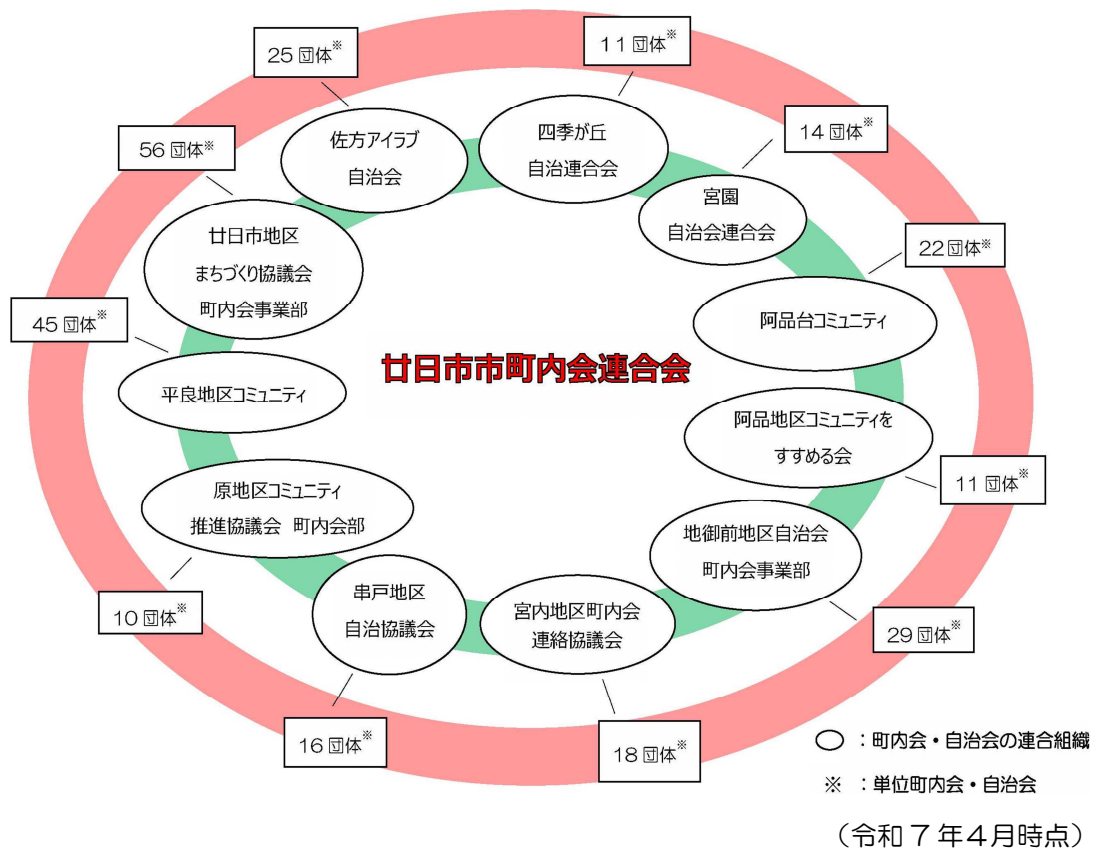
このような地域社会（共助）の基盤となるのが町内会・自治会であり、身近な共助がいくつもあることで、地域への愛着につながったり、生きがいや満足感にもつながるものと考えています。

そのためには、それぞれの役割を認識し、理解し合うことが必要です。そこで、このQ&Aでは、町内会等の活動に関わりのある市の業務や窓口を紹介しています。

《協働によるまちづくり基本条例》

廿日市市では、平成24年4月1日に「協働によるまちづくり基本条例」を施行しました。「協働」とは、市民、まちづくり活動団体、市がお互いを理解し、信頼関係のもとに協力しあうことをいいます。暮らしやすい地域社会を次の時代につなげていくには、多くの人がまちづくりに関わり、互いにつながりながら力を発揮することが大切です。

3 廿日市市町内会連合会について



(1) 町内会連合会の役割

それぞれの町内会等の抱える問題は、多様化しています。一方、役員の高齢化や後継者不足などにより、会の運営が弱体化しているところもあります。

1つの町内会等だけでは解決できない広範囲におよぶものや、各町内会等に共通する課題に対応していくために、各コミュニティ組織の町連事業部、または地区町内会連合会（町内会・自治会の連合組織）があります。廿日市地域には11の地区があり、それらの町連事業部を総括する組織として昭和57年に設立されたのが「廿日市市町内会連合会」です。廿日市市町内会連合会は、11地区の代表者が連携しながら、それぞれの地区の共通課題の解決に取り組み、定期的に情報交換を行ってきました。

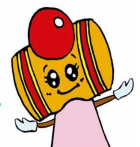
現在は、市民活動センター内に事務局を設け、各種団体や行政と連携しながら、各町内会等をサポートするための活動に取り組んでいます。地域の活動で、悩みや疑問があるときは、役員にお気軽に相談してください。

《事務局（廿日市市民活動センター3階）火・木 10:00～16:00》

住所：廿日市住吉2丁目2-16 電話：32-3013

回覧板が壊れたときは...

回覧板の板が破損等した場合は、町内会連合会事務局にご連絡ください。



4 町内会等の設立手順について

お住まいの地域に町内会等がない、複数の町内会が合併して、新たな町内会を結成する等の理由から、新たに町内会等を設立される場合があります。町内会等は、任意の団体であるため、特に決まった設立方法はありませんが、一般的には次のような流れで設立されています。

【新規結成の手順】

1 設立準備会（発起人会）を設置する。

一緒に準備してくれる人を数名集めます。



2 町内会等の区域を決定する。

区域を決めるに当たっては、区域が重複しないように、隣接する町内会等に境界の相談をしましょう。

3 町内会等の設立について、住民の意見・要望を聞き、まとめる。

4 設立趣意書等を作成、配付し、加入の申し込みを受け付ける。

設立趣意書は、これから立ち上げる自治会の概要と目的を説明する書類です。

5 町内会等の区域を、班等に分割し、班等で会員名簿を作成する。

6 総会開催に向けて、規約、組織、役員の選出方法、事業計画、予算計画、会費の額等を検討し、案を作成する。

※地域によっては、町内会等の連合組織（連合町内会等）があり、各町内会等が連携して、防犯活動や防災活動等を行っていることもありますので、必要に応じて連携組織に相談します。

7 設立総会を開催し、議案などの審議・決定の後、町内会等を発足する。

※議事録を作成します。作成に当たっては、通常、議長1名と議事録署名人2名以上が署名捺印などを行います。

8 地域振興課又は各支所地域づくり係に通知する。

設立後は、コミュニティ組織の町連事業部等及び地域振興課又は各支所地域づくり係に、会の名称、区域、加入世帯数、会長の氏名、連絡先などの通知をします。

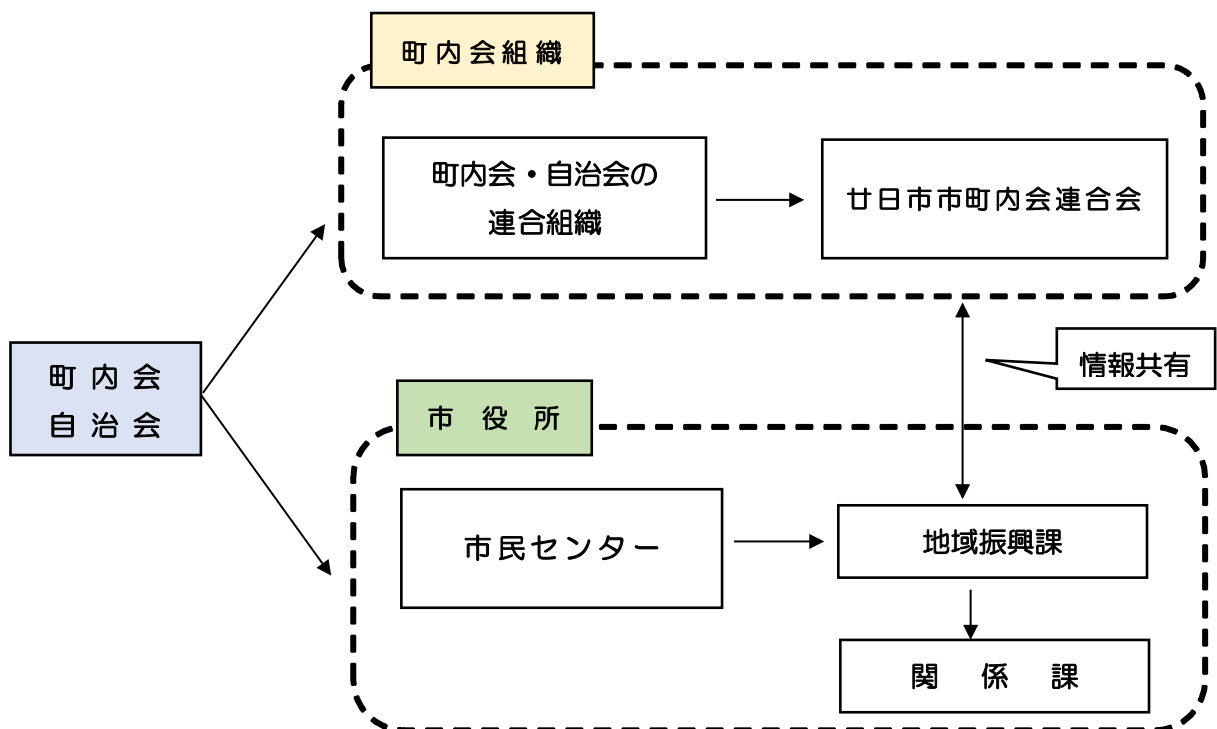
※町内会等の設立については、区域の住民の意向はもちろん、連合町内会等、近隣の町内会等、地域の方々とよく協議した上で進めていくことが大切です。

5 町内会・自治会長変更時の手続きについて

変更手続きをお願いします

(1) 会長変更・班数変更の手続き

会長の変更や班数が変更したときは、コミュニティ組織の町連事業部（町内会・自治会の連合組織）と最寄りの市民センター（又は地域振興課）に連絡してください。



(2) 区域変更の手続き

町内会・自治会を新設・分割・統合などして、区域が変わるときは、事前にコミュニティ組織の町連事業部（町内会・自治会の連合組織）及び地域振興課又は、各支所地域づくり係に相談してください。

第2章 町内会・自治会活動Q&A

- Q1 町内会等に入ると、どんなメリットがありますか？
- Q2 町内会等には、必ず入らなくてはいけないのですか？
- Q3 脱会したいという人には、どのように働きかければいいのですか？
- Q4 未加入者には、どのように働きかければいいのですか？
- Q5 役員の選出や引継ぎはどのようにすればいいのですか？
- Q6 町内会長・自治会長の個人情報の取扱いは、どのようになっていますか？
- Q7 町内会等にも個人情報保護法は、適用されるのですか？
- Q8 町内会等の活動に対して、市から補助や支援はありますか？
- Q9 災害時に町内会等は、何ができますか？
- Q10 町内会等と自主防災組織の関係は、どうなっているのですか？
- Q11 交通事故を防ぐために、どのような対策がありますか？
- Q12 ごみの分別ができない家庭と、どのように付き合えばいいのですか？
- Q13 道路や公園の清掃は、町内会等でしなくてはいけないのですか？
- Q14 町内会・自治会を合併することはできますか？

注意事項

このQ&Aは、活動の参考とするもので、法律的に規定されたものではありません。

Q1 町内会等に入ると、どんなメリットがありますか？

町内会等は、誰でも加入することができるため、その活動を通してさまざまな人や組織とのつながりが広がり、近隣との交流が深まります。日常的につながりを持つことは信頼関係を築き、いざというときにはお互いに助け合うことで、暮らしの安心感につながります。

また、住みよいまちをつくるために、地域ごとにその実情に即した形で、住民同士が話し合いながら、地域生活に必要なルールを定めています。例えば、廿日市市では町内会等が防犯灯の管理を行っています。実際に生活をしている人の方が、どこが暗く危険かという地域の状況がよく分かり、必要な場所に必要な防犯灯を設置することができるからです。町内会等では、住民のさまざまな意見や要望を集約しながら、防犯灯の最適な管理を行っています。

このように、地域では住民同士で協議が必要な事項が数多くあります。町内会等に参加することで、自らの暮らしやすさにつながるための場に参加することができます。

Q2 町内会等には、必ず入らなくてはならないのですか？

町内会等は任意の団体であり、加入を強制することはできません。

しかし、普段の生活の中でコミュニケーションが取れ、近隣で何か困った問題が起こったときや災害時に共助の力が発揮されやすいのは、日ごろから地域で顔の見える関係ができていないからではないでしょうか。

また、多くの人がさまざまな知識や技能を持ち寄って、互いにつながりながらまちづくりに関わることが、その人の生きがいになることもあります。

隣近所の顔が見えにくい現代社会だからこそ、日頃から顔の見える状況が自然にできる町内会等には、とても大きな役割があります。

Q3 脱会したいという人には、どのように働きかければよいのですか？

高齢化や核家族化、共働きや単身世帯の増加、さらには経済的な事情などから、町内会等の活動に参加することや会費を支払うことが困難であるため、脱会したいという世帯もあります。そういった声を聞いた時は、簡単に可・不可と決めるのではなく、その人がそう思う背景を尋ねてみましょう。

地域の行事や付き合いが負担になっている場合は、これまでの活動を見直す（減らす・統合する）必要があるかもしれません。会費が負担になっているのであれば、平等に負担する会費の額は、最低限におさえ、行事費などについては、参加費や寄付金でまかなうなどの工夫が必要です。これまでどおりの活動ではなく、今の状況に合った、暮らしやすい生活のための町内会等としての原点に立ち戻り、みんなで話し合い

決めていくことが大切です。

特に、そう思っている人は地域内にその人だけとは限らないため、まずはコミュニティ組織の町連部役員の人や他の町内会長・自治会長に相談をして、脱会したい人との丁寧な話し合いの場を持ちましょう。

Q4 未加入者には、どのように働きかければいいのか？

廿日市市での過去5年間の町内会等加入率は緩やかに減少しています。町内会等に加入しない理由はさまざまですが、主には地域社会とのつながりを持つ必要がないと考えている人、町内会等に対してマイナスのイメージを持っている人、そもそも町内会等のことをよく知らない人などがいます。

大切なことは、相手の意見を聞き、こちらの活動や役割を知ってもらうという話し合いの機会を持つことです。例えば、未加入の人の中には、単身者マンションの住民や学生といった、日ごろ留守がちな世帯、子育てによる多忙や高齢に伴う身体的負担などの事情を抱えている人なども少なくありません。このような場合には、町内会連合会で作成している町内会等加入案内チラシなどを使って、会のことや自分たちのことを知ってもらった上で、その人たちが関わりやすいような方法を考えることで「接点」をつくることが有効と思います。さらに、町内会等の活動や会計内容を明らかにし、活動の必要性や費用負担について、認識、納得してもらうことが必要です。

また、地域によっては、未加入者が、町内会等が管理するダスターステーションにごみを出す場合は、未加入者に対してもごみ当番などの役割をしてもらう制度を設けたり、未加入者にも、防犯灯の管理にかかる共益費部分を負担してもらう仕組みを設けている町内会等もあります。

～町内会等を知ってもらう、活動に参加してもらうためのステップ～

- ステップ1 注意 存在を知ってもらう（目を惹く、関わってみたいくなる）
- ステップ2 関心 興味・関心を持ってもらう（必要性を感じる）
- ステップ3 欲求 参加してみたいと思う（動機・きっかけ）
- ステップ4 記憶 触れる機会を増やす（認知を高める）
- ステップ5 行動 次につながる仕掛けをする（リピーターづくり）



Q5 役員の選出や引継ぎはどのようにすればいいのか？

役員のなり手がいないというのは、多くの町内会等が抱える悩みです。理由の多くは、役員の負担感が原因で選出するのが難しいといったもので、多くの人ができる限り負担感なく役員として活動できるよう、マニュアルの作成であったり、事務の効率化を進める必要があります。

また、役員の選出や引継ぎを行う際に、役員としてしなければならないこととそうでないことの洗い出しを行ってみるのはいかがでしょうか。

ちなみに、役員選びでは、立候補による会員選挙を用いるところや、役員選考会をつくり、候補者本人の了承を得た上で委員会が推薦し、総会で承認する方法を用いている町内会等もあります。

～役員や活動への男女共同参画の推進について～

地域活動に多様な意見や価値観を取り入れるためには、方針決定が男女どちらか一方に偏らないよう、男女双方の意見が必要です。

これまで町内会等における役員等は、男性が多い傾向にありましたが、活動の時間帯を工夫するなど女性も活動へ参画できる環境をつくり、男女ともに地域づくりに参画していきましょう。

役員等への女性登用について、それぞれの町内会等において、積極的に考えてみましょう。

～役員の出選方法の事例～

どのような選出方法が望ましいかは会員の総意で決めましょう。

選出方法を規約で定めている場合に方法を変更する際は、総会の議決等が必要です。

□推薦制 … 会長や役員などが推薦や指名をする

例) 現役及び元役員の方などで役員推薦委員会を構成し、候補者を集めて、本人の了承を得るところまで対応

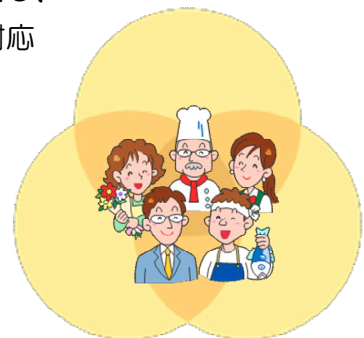
□輪番制 … 順番に役が回ってくる

例) 全世帯をグループ分けして、順番に役員を選出

□互選制 … 役員などが互いに選挙して選ぶ

□投票制 … 自薦、他薦の候補を投票で選ぶ

□抽選制 … くじ引きなどで選ぶ



町内会等によっては、前任の会長さんが後任の方をサポートするルールになっている地域もあります。会長一人に多くの負担がかかることがないような体制づくりも大切です。

～役員や担当の引継ぎについて～

役員や担当者が代わっても町内会等の運営が滞らないようにするには、引継ぎをしっかりと行うことが大切です。例えば、マニュアルや年間スケジュールを作成することで、次の方の「何をしたらいいのかわからない」という不安・負担が解消され、役員を担うことへのハードルが低くなります。

また、その次の方への引継ぎがスムーズに行われるようになり、前任・後任者双方にとっても負担が軽くなります。担い手を探すことと併せて、役員や担当者を引き受けやすい環境作りを進めてみましょう。



主な引継ぎ事項の一例

町内会等によって、実施する行事や持っている財産は異なります。引継ぎ漏れの無いよう確認しましょう。

□会計の引継ぎ … 帳簿・通帳・印鑑など

会計処理の方法は町内会等によって異なります。日々の会計処理の流れやルール、通帳と印鑑の管理者、請求書や領収書の保存期間や場所について、会計担当者任せではなく、会長や副会長も把握しておく必要があります。

□財産の引継ぎ … 備品・土地・車両など

町内会等で共用している備品などの所有者（個人の場合もあれば、法人化していれば団体の場合もあります。）について確認をしましょう。

□地域でのルールについて … 集会所の利用やごみ出しについてなど

ほかにも地域の慣習など、くまなく申し合わせをしましょう。

□その他

町内会長/役員の役割・会長交代時の手続・年間スケジュール・会議の進め方
関連地域団体との関係・総会・町内会等の問題/課題/懸念事項・規約
役員選出方法・事業（防災/福祉など）・区域図・歴代役員 などなど…



～行事の見直しをしてみましょう～

役員のなり手がいない場合などに、役員の選出方法や任期を見直すことも一つの方法ですが、運営方法や行事内容の抜本的な見直しを行い、役員の負担軽減を減らしたり、必要経費の見直しを行うなど、新たな地域のつながりの形について検討してみましょう。

活動事例の一部

- ・オンライン会議の活用 … 移動の負担の軽減（対面とハイブリッドでの開催）
- ・電子掲示板による発信 … 情報発信の効率化
- ・既存の活動の統合、縮小など … 既存の活動を組み合わせた新しいイベント
- ・清掃活動の見直し … 一斉ではなく、エリアごとでの実施に変更
毎月ではなく、2ヶ月に1回など実施回数の見直し
など

Q6 町内会長・自治会長の個人情報の取扱いは、どのようになっ

ていますか？

市では、町内会長・自治会長の氏名・住所・電話番号といった個人情報を市民センターと地域振興課で管理しています。工事等に関する伝達や回覧物の配付のほか各種連絡など、業務上必要と認められる場合に、必要最低限の範囲でこれらの個人情報を利用しています。

また、町内会等への加入希望者等、該当地域の住民から町内会長・自治会長の連絡先について相談があった場合は、会長の同意をいただいた上で、個人情報を提供します。

なお、民間業者などの第三者が町内会長・自治会長の連絡先を必要とする場合があります。第三者から市役所に相談のあった場合も、会長の同意をいただいた上で、個人情報を提供します。無断で外部に個人情報を提供することはありません。

Q7 町内会等にも個人情報保護法は、適用されるのですか？

平成29年5月30日から、町内会等にも、個人情報保護法が適用されることになりました。大切な情報を守るため、次のことに注意し、正しい管理に努めましょう。

以下「よりよい関係づくりのために 地域福祉活動×個人情報保護（R2年3月市作成）」より一部抜粋

① 情報を収集するとき

利用目的や管理の方法、利用の範囲、情報の内容、収集する対象の範囲をあらかじめ決定しておき、それらを本人に知らせ、同意の上で必要最低限の情報のみを得ましょう。丁寧に説明しても同意が得られない場合は、本人の意思を尊重しましょう。

② 管理について

複数人の役員で取扱のルールや手順書、台帳などを作成し、管理者による適切な保管（鍵のかかる場所等）に努めましょう。

また、不用意なコピーや持ち出しは禁止し、不必要に第三者の目に触れないよう徹底すると共に、不要になった個人情報はシュレッダーにかけたり、電子データは完全に消去しましょう。

そして、万が一の個人情報の漏えいに備えて、その時の手続きも事前に確認しておきましょう。

③ 共有するとき

大前提として、事前に共有する相手を決めておきましょう。情報の提供には、提供先の団体の活動内容を把握したうえで必要な情報の範囲で提供しましょう。

また、当初決めていなかった内容や提供先に提供する必要がある場合は、個人情報の提供について、本人に改めて同意を得ましょう。収集した個人情報をそのまま提供することはせず、その目的や提供先によって、提供する内容を選び、必要最小限の情報を選んで改めて資料を作成し、個人情報取扱いなどの注意書きを記入しておきましょう（個人や家族の不利益にならないよう配慮しましょう）。

個人情報の提供を求められたとき、その利用目的が本人の利益になると判断できるときは、必ず本人に確認して提供するか、本人から連絡してもらうようにしましょう。

※たとえば、善意の場合であっても、原則として、本人の同意が必要です。

※個人情報保護法は、個人情報を保護することだけを目的としておらず、個人情報が社会生活を送る上で必要な共通の財産であることを意識するものです。保護することだけに過剰反応する方が多いですが、この法律で町内会が個人情報をより安全に管理することになるので、提供する会員にとってはより安全性が高まることを説明して理解を得るようにしましょう。

また、個人情報の取り扱いについて、不安がある場合は、次の相談窓口にお問合せ下さい。

【個人情報保護相談ダイヤル】03-6457-9849（外部：個人情報保護委員会）



Q8 町内会等の活動に対して、市から補助や支援はありますか？

施設の管理に関する補助金や、職員が市の施策や事業を市民の皆さんに説明する出前トークなど、町内会等の活動に役立つ制度などがあります。詳しくは、14～22ページをご覧ください。

また、22～31は、町内会等の活動に関わりの深い市の業務について、概要を記載していますのでご覧ください。

Q9 災害時に町内会等は、何ができますか？

災害時には、道路が寸断されたり、情報網が遮断されたりする可能性があります。

また、大規模な災害であればあるほど、行政や消防など公的な支援の手が回らないことが想定され、地域住民による被災者救出や消火、安否確認が必要となります。日頃の何気ないつながりこそが、いざというときに地域が一丸となり助け合うきっかけになるので、町内会等にはこうした役割が期待されます。

市では、災害時に自力で避難することが困難な人たちを地域で支える仕組みとして、「避難行動要支援者避難支援制度」を進めています。詳しくは24ページをご覧ください。

Q10 町内会等と自主防災組織の関係は、どうなっているのです

か？

市では、概ね小学校区を単位とした自主防災組織の設立に取り組んでいますが、町内会等が地縁により長年培ってきたつながりや日常的な交流は、非常時の救出や安否確認などに不可欠です。

自主防災組織と町内会の関わりは、地区によってさまざまですが、互いに連携しながら地域の防災活動に取り組み、非常時に備えることが必要です。

Q11 交通事故を防ぐために、どのような対策がありますか？

地域では、子どもの交通事故を防ぐために、各種団体による通学路の見守り活動が行われています。

また、近年では高齢者の事故も増加傾向にあることから、一人ひとりが安全運転や安全歩行を心がけることが大切です。

市（人権・市民生活課）では、交通安全啓発活動の取り組みの一つとして、くらし安全指導員による出前トークを実施しています。詳しくは25ページをご覧ください。

Q12 ごみの分別ができない家庭と、どのように付き合えばいい

のですか？

分別ができない家庭は、留守がちで居住実態がほとんどないなどの理由から、ごみ出しのルールを知らない可能性があります。そのような場合には、ルールを正確に伝えなければいけません。

また、一人暮らしの高齢者などは、分別だけでなく、ごみ出しそのものがないケースも考えられます。

ごみ出しを行うことが困難な高齢者や障がいのある方で、介護認定、障害等級等の要件を満たし、親族や地域の協力を得ることができない場合は、自宅の玄関までごみの収集に伺う、「ふれあい収集」を利用できる場合があります。

また、外国語版のごみの出し方もあります。詳しくは循環型社会推進課へお問い合わせください。

なお、ダスターステーションの利用者が分別を理解し、共通意識を持つために、市が実施しているごみの分別について、出前トークを行っていますのでご活用ください。

Q13 道路や公園の清掃は、町内会等でしなくてはならないので

すか？

清掃などの日常的な管理については、できる範囲で地域にお願いしています。

市では、安全安心なまちづくりのために、公共施設の点検や維持補修を計画的に行っています。しかし、道路や公園を清潔に保ち、いつでも気持ちよく使っていただくためには、やはり地域による日常的な手入れが不可欠です。地域の清掃活動などにより、身のまわりの小さな異変に気づき、早く対応すれば、将来発生し得る犯罪を未然に防ぐ効果があるといわれています。

定期的な清掃活動を、地域での交流・親睦の機会と捉え、積極的にコミュニケーションを図ることで、良好な関係を築くことにもつながります。

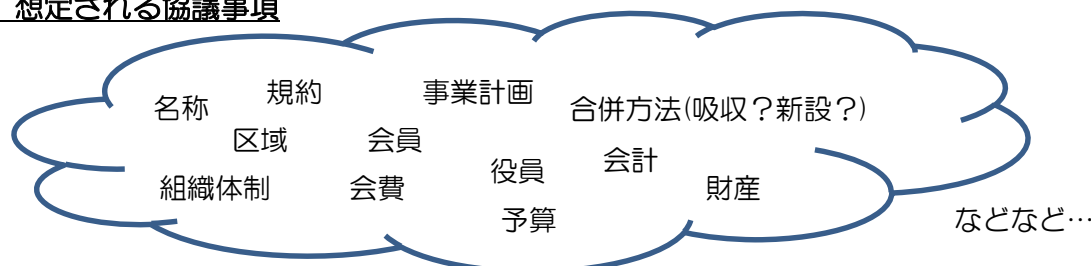
Q14 町内会・自治会を合併することはできますか？

規模の小さな町内会等では、高齢化や役員のなり手不足、活動への参加者が少なくなるなど、存続が危うくなっている場合もあります。このような状況の中で、地域住民が安心・安全に住み続けることができるよう、町内会等を再編する検討も必要になると思われます。そのひとつの策として、近隣の町内会等同士との合併による組織の再編があります。しかし、近隣同士といっても、それぞれの成り立ちや活動の歴史、地理的な違いなどもあるため、合併の必要性やメリット・デメリットを慎重且つ十分に検討する必要があります。

① 合併のメリット・デメリットの一例

- メリット … 活動範囲拡大による、役員のなり手の増加や組織力の向上など
- ×デメリット … 活動範囲拡大による、役員の負担増加やつながりの希薄化など

② 想定される協議事項



③ 合併に向けた進め方のイメージ



Step.1 現状の把握

- ・まずは合併に向けた話し合いを進める前に、合併の必要性を深く考えましょう。

- ・合併に向けた協議を始めるとしても、急ぐ必要性はありません。合併先町内会との親睦イベントを開催したり、お互い、地域じっくり知る時間をとりましょう。

Step.2 慎重に協議

- ・合併に際して、一番大切なことは住民への説明です。アンケート調査などを行うことも取組の一つです。すべての住民から賛成を得ることは難しいですが、経過説明を怠らずに慎重に調整をしていくことが大切です。
- ・あくまでも双方の合意が前提となります。認識の違いを持ったまま合併をした場合、後々、大きなトラブルになる可能性もあります。
- ・町内会等は地縁に基づいて結成される団体であり、そこにはそれぞれの長年の慣習やルールがあることを理解しましょう。規約や恒例行事、会費、ごみ出し、集会所の利用など、あらゆる物事について合併後のイメージを共有しましょう。

Step.3 合併の承認

- ・それぞれの町内会等の総会で、合併に対する承認を得ましょう。
- ・合併協議を進めてきたとはいえ、計画通りに運営されているかを継続的に確認し、是正すべき点があれば修正し、活動の適正化や効率化を図りましょう。

第3章 町内会・自治会等活動に役立つ制度・補助金など

1 町内会・自治会加入促進

廿日市市町内会連合会 32-3013

(廿日市市市民活動センター3階)

地域振興課 30-9137

(1) 各町内会・自治会の取り組み

加入案内チラシの配布や未加入世帯への訪問という取り組みで、加入率の向上につながっている町内会・自治会があります。

また、未加入世帯にも、ごみ当番を担ってもらったり、共益費を負担してもらったり、運営の工夫をしているところもあります。

地域のつながりを深めるために、多くの人に参加してもらうためには、町内会・自治会の役割や活動を知ってもらい、根気よく説明・説得をすることが大切です。

廿日市市町内会連合会でも、より魅力的で身近に感じてもらえるようなチラシを用意しています。活用したい自治会・町内会は、廿日市市町内会連合会事務局にお申し出ください。

【詳細】→7ページ「Q4 未加入者にはどのように働きかければいいのか？」

(2) 市の取り組み

市民課の窓口で、転入者に対して、町内会等活動を説明した「町内会・自治会の加入案内」を配布し、町内会等への加入を呼びかけています。

この案内には、転入された地域の町内会等名が記入しており、転入者と町内会等をつなぐ役割を担っています。この案内は、英語・中国語・タガログ語・ベトナム語でも作成していますので、地域に外国人の方が多く住んでいる場合など、積極的にご活用ください。

また、市民課窓口の近くの記載台に、町内会等加入促進ポストを設置し、直接、加入申込書を投函できるようにしているほか、廿日市市公式LINEからも申込みができます。

このほか、市役所1階の「地域づくり“ほっと”情報コーナー」では、コミュニティ組織などの活動を、広く情報発信しています。

2 防犯灯維持管理・設置補助金

人権・市民生活課 30-9147

(1) 防犯灯維持管理補助金【毎年1回】

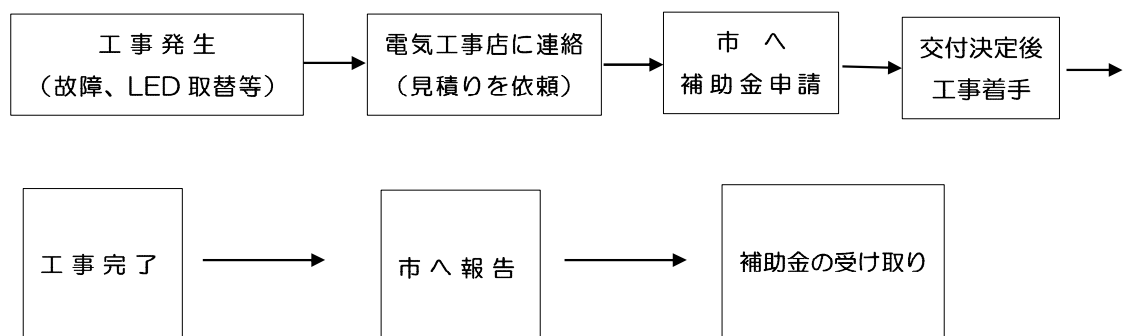
町内会等が管理する防犯灯の電気代を、補助するものです。5月下旬頃までに市から関係書類が送付されますので、必要事項を記入して、期限内に提出してください。

(2) 防犯灯設置補助金【随時】

町内会等が管理する防犯灯の新設や移設、撤去にかかる工事費用を補助するものです。設置補助金の申請は、随時受け付けています。

人権・市民生活課窓口または廿日市市ホームページに申請書がありますので、必要書類を提出してください。

【防犯灯設置補助金の流れ】



3 防犯カメラ設置補助金

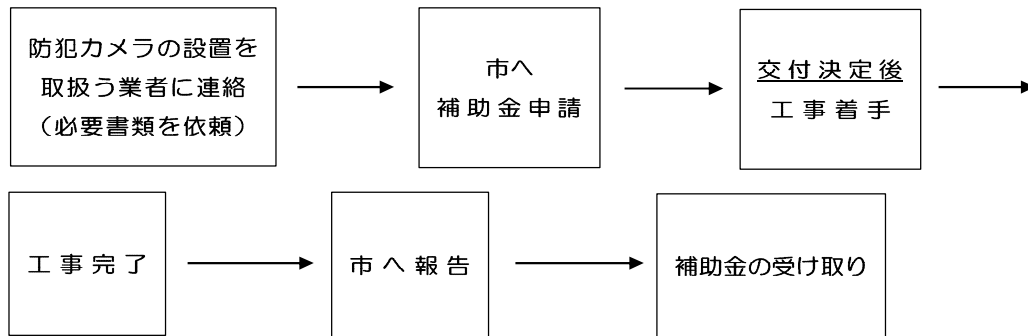
人権・市民生活課 30-9147

町内会等が行う防犯カメラの設置にかかる費用を補助するものです。5月下旬頃ま

でに市から関係書類が送付されますので、必要書類を期限内に提出してください。

公園や道路などに防犯カメラを設置する場合は、設置場所や配線などについて、事前に施設管理者へ相談を行ってください。

【防犯カメラ設置補助金の流れ】



4 ごみ散乱防止ネット等購入補助制度

循環型社会推進課 30-9133

(1) 概要

ダスターステーションの美観の向上及びごみの資源化の促進のために、ごみ散乱防止ネット、ごみ一時保管庫、資源物一時保管庫および折りたたみ式ボックスの購入費に対して一部補助を行います。

(2) 対象

ア 集団資源回収を実施している町内会等の、営利を目的としない団体

イ 市が委託収集をしているごみ集積所で、ダスターステーションを設置、管理している町内会等で、市が適当と認めたもの

(3) 補助内容、金額等

品 目	使用目的	申請の時期	補助率	上限額
一時保管庫 (ボックス、物置)	ごみの一時保管 資源物の一時保管用	事前申請	1 / 2	100,000 円
ごみ散乱防止ネット	ごみの散乱防止	事後申請	10 / 10	5,000 円

(4) 交付手続きなど

【ごみ一時保管庫等を設置する場合】

- ① 必ず対象品目を購入する前に、交付申請書類一式を市に提出し、手続きを行ってください。

- ② 補助金交付決定通知を市から送付されたら、対象品目を購入、設置してください。
- ③ 設置後30日以内に実績報告を市に行ってください。

【ごみ散乱防止ネットを購入の場合】

ごみ散乱防止ネットを購入後、交付申請書類一式を市に提出してください。

5 資源回収推進報奨金交付制度

循環型社会推進課 30-9133

(1) 概要

資源回収を行う団体に報奨金を交付するものです。地域住民の一人ひとりが家庭から出るごみの多くは資源であることを認識し、資源の有効利用及び環境の保全への理解を深め、ごみの減量化を図ることを目的としています。

(2) 団体登録

報奨金の交付を受けるには、事前に団体登録が必要です。

循環型社会推進課まで「資源回収推進団体登録申請書」を提出してください。

登録団体要件：市に登録した町内会、自治会、子ども会など

(3) 実施

- ① 資源物回収業者の選考及び回収依頼などを、登録団体で行ってください。
- ② 資源物回収業者に「資源回収実績報告書」の記入・押印と、古紙類・古繊維類・金属類の「計量証明書」の発行を依頼してください。

(4) 交付までの流れ

- ① 書類一式を市に提出し、報奨金交付申請を行ってください。
- ② 交付申請書提出月の翌々月に指定された口座へ振り込みをします。

報奨金交付対象となる資源回収	資源の有効利用、環境学習及びごみの減量化を図るため、資源物を団体で回収し、その資源物を回収対象品目ごとに整理したうえで、資源回収業者に直接売り渡す方法により実施する場合のことをいいます。 【具体的な資源回収等の活動】 ① 団体の会員が資源回収を行う目的を持ち、一つの場所に集合します。 ② 会員で地域内の資源物を回収します。 ※資源物を回収、集積する場所は、原則1箇所とし、ごみ収集場所（ダスターステーション又はこれに準ずる道路）を使用する場合は、家庭ごみ収集の支障にならないようにしてください。 ③ 回収、集積した資源物を対象品目ごとに団体で整理します。 ④ 団体立ち合いのもと、資源物回収業者に直接引き渡し、数量を確認し
-----------------------	---

	ます。 ⑤ 資源の有効利用及び環境保全への理解・啓発をします。 【回収対象品目】 新聞・段ボールなどの紙類、アルミ缶などの金属類、ビール瓶などのリターナブル瓶他
報奨金	回収した有価物について、予算の範囲内において1kgあたり5円を乗じた額（1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）を交付します。

6 公共施設アダプト制度

維持管理課 30-9173

（1）概要

アダプト制度とは、町内会等、有志の団体や企業が、市と協定を結び、市が管理する道路、河川、公園（街区公園を除く）及び広場において、ボランティアとして植栽や清掃を行うものです。

市民と行政が協働での公共施設の維持管理と環境向上の実現を目的としています。

（2）活動内容

- ① 空き缶、ごみなどの収集
- ② 除草、低樹木の刈り込みなど
- ③ 情報の提供
- ④ その他環境美化などに関して必要な活動
- ⑤ 公共施設の簡易な修繕

（3）市の支援

（2）の活動に対し、予算の範囲内で次に掲げる支援を行います。

- ① アダプト活動に必要な資材の購入費補助等
- ② 必要に応じたゴミの処理（ゴミ袋の提供も可能）
- ③ アダプト活動の表示板の設置
- ④ 廿日市市地域貢献活動保険制度の適用（企業及び従業員を除く。）

（4）協定の締結までの流れ

- ① アダプト制度適用を希望する団体は、担当課（維持管理課）に対象区域などを相談
- ② アダプト認定申込書を提出
- ③ 市から認定書の交付
- ④ アダプト団体と市で、「廿日市市公共施設アダプト協定書」を締結

7 集会所維持管理補助金

まちづくり支援課 30-9138

(1) 概要

町内会等で組織する集会所管理運営委員会などに対して、集会所の維持管理経費の一部を補助するものです。

(2) 申請方法

4月下旬から5月中旬頃までに送付される申請書類に、必要事項を記入のうえ期限内に提出してください。

(3) 補助金額

- ① $10,000 \text{ 円} + 100 \text{ 円} \times \text{集会所の延床面積 (m}^2\text{)} = \text{補助金額}$
- ② 廿日市地域防災計画に基づき、市が設置する支部に指定されている場合は12,000 円、避難場所に指定されている場合は、2,000 円

(4) 維持管理に要する費用の負担区分

地元負担となるもの	市の負担となるもの
① 光熱水費 ② 燃料費 ③ 消耗品費 ④ 浄化槽維持管理費、法定検査料 または下水道使用料 ⑤ 植木、敷地、フェンスなどの維持管理 に要する費用 ⑥ 初度備品などの修理及び更新に要 する費用 ⑦ その他維持管理に要する費用	① 建物に対する火災保険料（地元集会所 を除く） ② 主要構造部に係る改修及び修繕工事費 （10万円を超えるもの） ③ その他特に市長が定めるもの

8 指定緊急避難場所・指定避難所

危機管理課 30-9139

市では、「指定緊急避難場所」及び「指定避難所」を次のように決めています。

※ 自主的に避難しようとする場合は、市役所まで連絡してください（夜間、休日でも連絡可能です）。

地域	名 称	指 定 緊 急 避 難 場 所					指定避難所		想定収容可能人数（人）	
		土砂災害	洪水	高潮	地震	津波	地震津波	左記以外	指定緊急避難場所	感染症対策
廿日市	佐方市民センター	○	○	○	○	○	○	○	232	94
	佐方会館	○	○2階	○2階	○	○	○	○	70	28
	佐方小学校		○	○	○	○	○	○	475	196
	廿日市中学校	○	○	○				○	897	370
	中央市民センター	○	○	○	○	○2階	○	○	641	263
	廿日市小学校	○		○				○	492	203
	桂公園		○	○	○	○			—	—
	廿日市高等学校	○	○	○	○	○2階	○	○	1,542	636
	廿日市市役所	○7階	○7階	○7階	○7階	○7階			80	33
	平良市民センター	○	○	○	○	○	○	○	166	68
	平良小学校	○	○	○	○	○	○	○	510	210
	七尾中学校	○	○	○	○	○	○	○	534	220
	廿日市ケアセンターそよ風	○	○						323	127
	新宮中央公園※1	○			○	※1			—	—
	ゆめタウン廿日市※2		○	○		○			53,203	21,946
	原市民センター		○	○	○	○	○	○	135	55
	後畑集会所		○	○	○	○	○	○	42	16
	原小学校	○2階	○	○	○	○	○	○	552	226
	宮内市民センター	○	○2階	○	○	○	○	○	148	58
	明石集会所			○	○	○	○	○	42	17
	宮内小学校	○		○	○	○	○	○	484	199
	峰高公園	○	○	○	○	○			—	—
	宮園市民センター	○	○	○	○	○	○	○	196	80
	宮園小学校	○	○	○	○	○	○	○	497	205
	四季が丘市民センター	○	○	○	○	○	○	○	195	80
	四季が丘小学校	○2階	○	○	○	○	○	○	1,089	445
	四季が丘中学校		○	○	○	○	○	○	880	363
	四季が丘公園		○	○	○	○			—	—
	廿日市消防署	○5階	○5階	○5階	○5階	○5階			102	42
	串戸市民センター	○	○2階	○2階	○	○2階	○	○	187	76
	金剛寺小学校	○	○	○	○	○	○	○	497	205
	広島総合病院利用者用立体駐車場※3		○	○		○			5,693	2,348
	地御前市民センター	○	○	○	○	○2階	○	○	177	73
	野坂中学校	○	○	○	○	○	○	○	885	364
	地御前小学校	○	○	○				○	485	200
	地御前キララ公園	○	○	○	○	○			—	—
	学研廿日市多世代サポートセンター	○3階	○3階	○3階	○3階	○3階			166	68
	阿品市民センター	○	○	○	○	○2階	○	○	200	79
	阿品台市民センター	○	○	○	○	○	○	○	270	111
	阿品台東小学校	○	○	○	○	○	○	○	484	199
	阿品台西小学校	○	○	○	○	○	○	○	511	210
	阿品台中学校		○	○	○	○	○	○	920	378
	阿品公園		○	○	○	○			—	—
	廿日市西高等学校	○	○	○	○	○	○	○	1,071	442
	日本赤十字広島看護大学	○	○	○	○	○			1,039	428
佐伯	玖島ふれあいセンター	○	○		○		○	○	221	90
	平谷集会所		○		○		○	○	34	13
	上川上集会所	○			○		○	○	42	17
	玖島の里づくり交流拠点施設（体育館）	○	○		○		○	○	336	139
	権現ハウス	○	○		○		○	○	72	29
	友和市民センター	○	○		○		○	○	290	120
	友和小学校				○		○	○	296	122
	佐伯中学校		○		○		○	○	837	344
	水と緑のまち さいき文化センター	○	○		○		○	○	624	256
	津田小学校	○	○		○		○	○	212	87
	佐伯高等学校		○		○		○	○	840	346
	栗栖集会所		○		○		○	○	72	28
	中道集会所				○		○	○	13	5
	所山集会所				○		○	○	46	18
	助藤集会所		○		○		○	○	21	8
	大虫集会所		○		○		○	○	24	9
	あさはらまちづくり交流センター（中央活性化センター）	○	○2階		○		○	○	162	66
	あさはらまちづくり交流センター（交流ホール/旧浅原小学校体育館）	○	○		○		○	○	204	84

地域	名 称	指 定 緊 急 避 難 場 所					指定避難所		想定収容可能人数(人)	
		土砂災害	洪水	高潮	地震	津波	地震津波	左記以外	指定緊急避難場所	感染症対策
吉 和	吉和ふれあい交流センター	○	○		○		○	○	101	41
	吉和福祉センター		○		○		○	○	263	109
	第一集会所	○	○					○	57	23
	第二集会所	○	○		○		○	○	55	22
	第三集会所	○	○					○	43	17
	吉和学園	○2階	○		○		○	○	601	248
大 野	ポートレース宮島外向売所 (バルポート宮島)	○2階	○2階	○2階					90	37
	宮島口旅客ターミナル	○	○	○					170	68
	大野東市民センター	○	○	○	○	○	○	○	181	73
	赤崎集会所	○	○	○	○	○	○	○	31	12
	柿の浦集会所	○	○	○	○	○	○	○	107	43
	大野2区集会所	○	○	○				○	143	58
	対蔵山集会所	○	○	○	○	○	○	○	52	21
	チチヤス大野ふれあい公園 (大野東部公園)	○	○	○	○	○			—	—
	対蔵山1号公園	○	○	○	○	○			—	—
	対蔵山2号公園	○	○	○	○	○			—	—
	大野3区集会所	○	○	○				○	71	29
	大野東小学校	○	○	○	○	○	○	○	339	139
	大野4区集会所	○	○	○	○	○	○	○	67	27
	宮島台集会所	○	○	○				○	92	37
	宮島工業高等学校	○	○	○	○	○	○	○	868	358
	大野5区集会所	○		○	○	○	○	○	90	37
	フジタ スクエア まるくる大野 (多世代活動交流センター)	○	○	○	○	○	○	○	1,539	631
	大野6区集会所	○		○				○	126	52
	大野支所	○3階	○3階	○3階	○3階	○3階			157	64
	大野7区集会所	○	○2階	○				○	105	43
	大野学園	○	○	○	○	○	○	○	1,394	574
	大野8区集会所	○	○	○				○	88	36
	沖塩屋集会所	○	○	○				○	48	19
	大野西市民センター	○	○	○	○	○2階	○	○	493	202
	大野9区集会所	○	○	○	○	○	○	○	148	60
	大野10区集会所		○	○	○	○	○	○	90	36
	大竹市松ケ原集会所	○	○	○	○	○	○	○	94	38
宮 島	etto宮島交流館 (宮島まちづくり交流センター) ※4	○	○	○	○	○	○	○	234	95
	宮島まちづくり交流センター杉之浦	○	○	○	○	○	○	○	166	67
	宮島福祉センター		○	○	○	○	○	○	366	146
	国民宿舎みやしま社の宿	○2階	○	○	○	○2階	○	○	176	72
	宮島学園	○※5	○	○				○	502	206
	宮島ホテル まこと		○	○	○	○			603	247
	宮島の宿 錦水館	○	○						140	35
	ホテル宮島別荘		○	○					60	25
	ホテルみや離宮	○2階	○	○2階	○	○2階			412	170
	宮島グランドホテル 有もと	○2階	○	○	○	○			300	124
	岩惣		○	○					266	110
	聚景荘		○	○	○	○			110	28
	宮島シーサイドホテル	○	○	○2階					366	151
	さくらや		○	○2階					75	30
	蔵島いろは	○	○	○2階					194	80
	宮島ホテルニュー寿		○	○					16	6
	ホテル菊乃家		○	○					93	38
	蔵島東門前菊がわ		○	○					20	8
	旅荘かわぐち		○	○					10	4
	宮島ゲストハウス 三國屋		○	○					60	25
	宮島四季の宿 わたなべ		○	○					40	16
	山一別館		○	○					20	8
	もみち荘		○	○					12	5
	旅影のお宿 水羽荘		○	○2階	○	○2階			26	9
	水羽荘別邸葉もれび		○	○					22	9

- 想定収容可能人数の基準は、通常であれば指定緊急避難場所では一人当たり1.65㎡を目安に運用していますが、現在は令和2年4月の国の通知等に基づき、感染症対策のため一人当たり4㎡を目安として運用しています。
- 災害時には原則として、各市民センターを優先的に開設し、状況に応じて小・中学校やその他の施設を開設します。
- 「土砂」、「洪水」、「高潮」、「地震」及び「津波」欄中の階数は、その階数以上の階を避難スペースとして使用することを表しています。

○ 学校は、体育館・武道場・講堂を「指定緊急避難場所」「指定避難所」として使用しますが、四季が丘小学校・吉和学園においては、「指定緊急避難場所」は校舎（多目的教室など）を、「指定避難所」は体育館を使用します。

※1 「新宮中央公園」は、津波の時には、隣接する「山崎本社 みんなのあいプラザ」の2階以上を避難スペースとして使用する。

※2 「ゆめタウン廿日市」は、駐車場の4階以上を避難スペースとして使用する。

※3 「広島総合病院利用者用立体駐車場」は、2階以上を避難スペースとして使用する。

※4 「etto 宮島交流館」は、1・2階を避難スペースとして使用（地下1階を除く）

※5 「宮島学園」体育館は、土砂災害を防止・軽減するための基準を満たしています。

第4章 町内会・自治会と関わりの深い市の業務

1 地域活動に関すること		
① 町内会・自治会に関する相談	30-9137	地域振興課(各支所)
町内会・自治会に関する相談全般を、受け付けています。 また、相談などの内容によって、市の担当課のほか、関係機関に取り次ぎます。 ※各支所の連絡先については、巻末の“問い合わせ一覧”をご参照ください。		
② 認可地縁団体	32-3810	地域振興課
町内会等は、認可制度により、法人格を得ることができます。法人格の取得によって、当該団体名義で不動産登記などが可能になります。 法人化を検討している町内会・自治会は、あらかじめご相談ください。		
③ 市民センターの利用	30-9138	まちづくり支援課 (各市民センター)
市民センターを、地域づくりの拠点として活用してください。 町内会・自治会などまちづくりを主目的にした団体が使用する場合は、まちづくり活動をすることを支援するために、使用料が基本的に全額減免になります。 予約や使用などに関しては、各地区の市民センターまでお問い合わせください。 ※各市民センターの連絡先については、巻末の“問い合わせ一覧”をご参照下さい。		
④ 市民活動なんでも相談日	32-3741	廿日市市 市民活動センター
市民活動センターでは、市民活動団体や市民の皆さんのニーズに合わせ、さまざまな相		

談ごとを皆さんと一緒にじっくり考えることができるよう、相談窓口を設置しています。 相談日は毎月第2木曜日の13時から15時までです。原則、予約制です。 ・グループや団体をつくって、活動したい！ ・新しい事業を企画したい！ ・NPO法人になるにはどうしたらいいの？ などなど、なんでも相談してください。		
⑤ 廿日市市地域貢献活動保険	32-3810	地域振興課
市民活動団体の皆さんが、安心して地域貢献活動ができるように、活動中の思わぬ事故を補償するための保険制度があります。※廿日市市市民活動ネットワークに登録することが必要です。 詳細については、市ホームページか、各市民センターで入手できるパンフレットをご確認ください。質問等あれば、地域振興課までお問い合わせください。 ▼ 市ホームページ > [担当部署で探す] > [地域振興課] > [地域貢献活動保険の内容] 		
⑥ 外国人の皆さんの相談窓口	30-1301	はつかいち外国人相談センター
外国人の皆さんの生活に必要な情報の提供や相談、市役所窓口や保育園・小・中学校ほか公的機関での手続きの通訳などを行う相談員を配置していますので、お問い合わせください。		
⑦ スポーツ・レクリエーション普及振興に関する こと	30-9206	スポーツ推進課
町内会等でスポーツ大会やレクリエーションなどの行事を行うとき、市内の社会体育施設（グラウンド・野球場・テニスコート・サッカー場・体育館など）が利用できます。 また、ニュースポーツの指導、イベントの企画・運営の手伝いをするため、町内会等の要請を受け、スポーツ推進委員を派遣することができます。希望される場合は、依頼書を提出し、申込みしてください。 行事の際は、スポーツ安全保険（事業運営：「財団法人スポーツ安全協会」）の加入をお勧めします。 対象：スポーツ活動・文化・ボランティア・地域・指導活動などを行う、おおむね5名以上の団体・グループ 内容：傷害保険・賠償責任保険・突然死葬祭費用保険を組み合わせた保険		

2 防災・防犯に関すること

① 自主防災組織・避難施設	30-9139	危機管理課
各地域では、「自主防災組織」が結成されており、「自分の地域は自分たちで守る」という強い思いのもと、防災活動への取組みを進めています。 地域防災に関する専門的な知識を持った職員を配置していますので、地域防災活動に関して、気軽にお問い合わせください。		

避難施設は、切迫した災害の危険から命を守るため避難する場所で、災害種別ごとに指定する「指定緊急避難場所」と災害により自宅に戻ることができない場合など、一定期間避難生活を送る施設として「指定避難所」があります。

いざという時に、早めに避難できるよう避難施設を確認しておきましょう。

▼ 指定緊急避難場所・指定避難所 → 20ページ

② 防災倉庫や機材の整備	30-9139	危機管理課
--------------	---------	-------

自主防災組織が実施する防災資機材の購入費などや活動に要した経費に対して、補助を行っています。

対象は、各地区住民自治組織等を単位とし、一定の要件を満たしている団体です。

地域で集会所や公園敷地内に、防災倉庫を設置したいときは、事前に相談してください。

③ 避難行動要支援者避難支援制度	30-9150	健康福祉総務課
------------------	---------	---------

(1) 概要

大規模な災害発生時には、行政だけで市民全員の安全を確保することは難しく、障がいのある人や高齢者といった自力での避難が困難な人（＝避難行動要支援者）にとっては、お住まいの地域の町内会等や自主防災組織における住民同士の助け合いが不可欠です。

そのため、廿日市市でも地域の町内会等や自主防災組織と連携し、避難行動要支援者の安否確認や避難誘導が円滑に行えるよう、地域ぐるみの支援体制づくりをめざします。

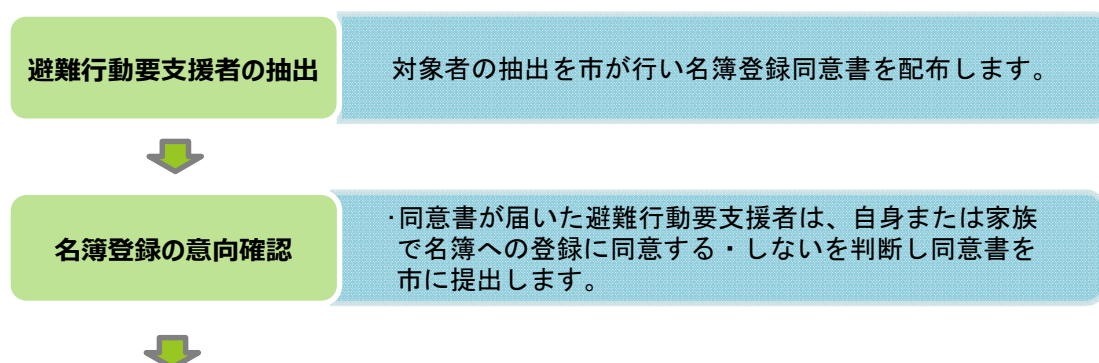
(2) 町内会・自治会の役割

地域の「避難支援団体」は、個人情報の取扱いに関して市と協定を締結した、町内会・自治会等の地域自治組織や自主防災組織です。日頃からの声かけ、見守り活動により、顔の見える関係づくりを行いましょう。

(3) 避難支援を希望する場合

避難行動要支援者名簿の登録対象者は、市から配付される案内などを確認し、名簿登録同意書を提出します。同意書に記載された緊急時の連絡先などの個人情報は、地域の避難支援団体に提供され、要支援者の把握と避難支援に役立てられます。

(4) 制度の内容



名簿の作成・提供

- ・登録に同意した避難行動要支援者の名簿を作成します。
- ・作成した名簿は「個人情報の取扱いに関する協定」を締結した避難支援団体に提供されます。

個別避難計画の作成

- ・支援者（団体）が避難行動要支援者を訪問し、災害発生時にどこへ避難するか・緊急時にだれに連絡するかなどを相談して、具体的な支援内容を決めます。

※ 個別避難計画は、支援内容を忘れないために避難行動要支援者と避難支援団体それぞれが保管しておきます。

④ 地域防犯の相談窓口

30-9147

人権・市民生活課

廿日市警察署や廿日市市地域安全協議会と連携し、地域の防犯活動を推進しています。
「くらし安全指導員」も配置していますので、地域における防犯活動に関する相談や出前トークの依頼など、気軽にお問い合わせください。

▼ 廿日市市地域安全協議会 TEL：32-3013（廿日市市市民活動センター内）

3 交通安全に関すること

① 交通安全対策（交通安全教室・啓発活動）	30-9147	人権・市民生活課
廿日市警察署や廿日市交通安全協会と連携し、交通安全の啓発活動を推進しています。 「くらし安全指導員」も配置していますので、交通安全啓発に関する相談や交通安全教室・出前トークの依頼など、気軽にお問い合わせください。		
② 交通安全設備（カーブミラーなど）	30-9174	維持管理課
カーブミラー、ガードレール、道路標識など、交通安全施設の維持を行っています。 交通安全上、特に危険と思われる場所や破損箇所がありましたら、連絡してください。 また、道路標識の移設・撤去、横断歩道や停止線などは、警察署の次の部署に気軽にお問い合わせください。 ▼ 廿日市警察署交通課交通規制係 → TEL：31-0110		
③ 通学路	30-9203	生涯学習課
各小中学校・PTAでは、毎年度、通学路の安全点検を行い、改善等が必要な箇所がある場合は、改善要望を市に提出しています。これを受け、市では各担当課及び関係機関と連携して、児童生徒が安全に通学できるよう、対策等を行なっています。 地域での見守り活動などのご協力は、通学路の安全確保において重要です。その中で、気づきがありましたら、地域の小中学校を通して連絡して下さい。		

4 道路・公園・まちづくり（施設）のこと

① 道路や公園施設の異常や損傷	30-9174	維持管理課
市が管理する道路の穴・落石・倒木・路肩の崩壊などの異常、公園施設の破損を発見したときは、通報をお願いします。 通報は、「いつでも市役所どこでも窓口（市公式LINE）」から可能です。 使い方は、市ホームページをご覧ください。 https://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/soshiki/43/10020.html 緊急の場合は、電話での通報をお願いします。 各事務所の緊急ダイヤル（※ 通報は、管轄内の事務所へお願いします。） ▼ 廿日市地域 維持管理課 0120 - 143030 道路・橋りょうなどの維持補修 → 維持第1係 公園・河川・水路・急傾斜地などの維持補修 → 維持第2係		
② 公園・道路・河川などの占用(一時使用)許可・管理	30-9173	維持管理課
次のようなときには、あらかじめ申請手続きを行い、許可を受けてから、利用や工事などをしてください。 ・ 団体などで、競技会・集会などの催しのため、公園を利用するとき ・ 町内会・自治会所有の防災倉庫などを公園に設置するとき ・ 道路に物件・施設などを設置・撤去するとき ・ 道路に排水管・給水管などを埋設・撤去するとき ・ 建築工事用の足場などで、道路面を使用するとき ・ 家屋などへの出入りのために、道路面を変えるとき ・ 河川の区域内で物件・施設などを設置・撤去したり、工事を行うとき		
③ 道路・街路などの整備、歩道の整備	30-9181	施設整備課
運転者・歩行者などの安全性向上のため、道路改良や歩道整備などを、各種計画・基準に基づき進めています。 工事に関する周知のため、町内での回覧をお願いすることがありますので、ご協力をお願いします。		
④ 景観づくり	30-9190	都市計画課
市では「廿日市市景観条例」及び「廿日市市景観計画」に基づき、景観形成に努めていますが、家の高さや広さ、屋外広告物の大きさなどを定める「景観協定（紳士協定）」などにより、地域自らが景観や住環境を守る取り組みを行っている事例があります。 協定には強制力はありませんが、不動産調査を行う事業者や開発許可などの申請者に対して、市から協定について紹介するなどの対応によって協力ができますので、相談してください。		

また、強制力のある「地区計画」を一定条件のもと都市計画で定めることもできますので、相談してください。

5 環境・ごみのこと

① ごみの収集・運搬

30-9133

循環型社会推進課

美しいまちづくりのために、正しく分別し、収集日（※地区やごみの種類により、収集日は異なります。）の朝7時30分（佐伯、吉和地域は朝8時、宮島地域は市の指定した時間）までに決められた場所へ持ち出すよう協力をお願いします。

また、各地区の事情に応じて、適切なルールを設け、環境美化にご協力ください。

ごみの収集日や出し方を確認できる「廿日市市ごみ分別アプリ」を配信中です。

ぜひ活用してください。

※ ごみの出し方などの**外国語版**が必要な場合は、循環型社会推進課へ直接ご相談ください。

▼ 市ホームページ＞[担当部署で探す]＞[循環型社会推進課]＞[ごみの収集・分別]

② ダスターステーションの設置・維持管理

30-9133

循環型社会推進課

ダスターステーションの維持管理・設置などは、それぞれの町内会・自治会の状況に応じた対応をお願いしています。

なお、新たにダスターステーションを設置したい場合またはダスターステーションの位置を変更したい場合は、相談してください。

③ ボランティア清掃

30-9173

維持管理課

廿日市地域で実施された町内清掃や公園を清掃された場合のごみは、市で収集・運搬しています。

町内清掃や公園の清掃をする場合は、事前に維持管理課に連絡してください。

▼ 市内一斉清掃（6月） → ゼロカーボン推進課 TEL：30-9224

④ 資源物の集団回収

30-9133

循環型社会推進課

ごみ減量化・リサイクル意識の向上・地域コミュニティの活性化などの観点から、資源回収推進報奨金の交付制度を運用しています。資源物の集団回収について、取組みを始めたなどの相談がありましたら、お問い合わせください。

また、業者などによる資源物の、勝手な持ち去り行為は、許可していません。持ち去りを発見した場合は、日時・場所・車種などの情報を提供してください。

▼ 資源回収推進報奨金交付制度 → 17ページ参照

⑤ 野焼きの禁止

30-9133

循環型社会推進課

屋外で廃棄物を焼却する、いわゆる「野焼き」は、法令で禁止されており、罰則もあります。（農林漁業の廃棄物の焼却は一部例外があります）

野焼き禁止についての資料を提供しています。必要に応じ、回覧・配布してください。

広報での周知のほか、連絡を受けた場合は現地に出向き、生活環境保全上の指導なども

しています。		
⑥ 公害（騒音・振動・悪臭など）の防止	30-9224	ゼロカーボン推進課
工事、工場などの騒音・振動・悪臭がひどく、快適な日常生活が送れないなど、事業に起因する苦情がありましたらご相談ください。 大気汚染・水質汚濁は、広島県西部厚生環境事務所環境管理課（Tel：32-1181）にご相談ください。		
⑦ アルゼンチンアリの一斉防除	30-9224	ゼロカーボン推進課
町内会・自治会などで一斉防除を行う際の「アルゼンチンアリー一斉防除マニュアル」を、ゼロカーボン推進課の窓口で配布しています。 アルゼンチンアリは生息範囲が広いので、家庭での個別防除より、町内会などある程度広い区域での一斉防除が効果的です。 一斉防除を実施する町内会などの区域内に市有地がある場合は、防除の3週間前までにゼロカーボン推進課へご相談ください。効果的な防除方法や防除の取組みについて、町内会・自治会などへ周知や説明を行い、地域との連携・協力のもと、アルゼンチンアリの防除を推進しています。 ▼ 市ホームページ＞[分類でさがす]＞[ごみ・環境・衛生]＞[害虫]＞[アルゼンチンアリ]		
⑧ 犬や猫を飼うとき・野良猫対策	30-9147	人権・市民生活課
ペットを飼うことは、命を預かることです。飼い主は、ペットが人と健康で快適に暮らし、社会や近隣に迷惑を及ぼさないようにする責任があり、その自覚が必要です。 犬を飼う場合、市役所、各支所または市が指定する獣医師のいる動物病院で登録をしてください。狂犬病の予防接種は、年1回受けさせることが義務付けられています。 猫を飼う場合、室内で飼う、迷子札など身元表示をする、不妊去勢手術を受けさせる、などの配慮が必要です。 野良猫（飼い主のいない猫）によるふん尿被害など、地域を悩ませていることの一つに野良猫の問題があります。問題を解決するために、市では「地域猫活動」を推進していますので、詳しくは人権・市民生活課までご相談ください。 ペットが行方不明になったときは、以下に連絡をしてください。情報が入ったとき、飼い主に連絡があります。 ▼ 廿日市警察署(会計課) ▼ 広島県動物愛護センター ▼ 廿日市市人権・市民生活課 どうしても飼えなくなり、新たな飼い主も見つからないときは、広島県動物愛護センターへご相談ください。 ▼ 犬の飼い方(トラブル)や野犬・動物の引取の相談 など → 広島県動物愛護センター 0848-60-6511 ▼ 市ホームページ＞[分類で探す]＞[くらし・手続き]＞[ペット・動物]＞[ペット]／[野良犬・猫]／[地域猫活動]／[その他の動物]		

6 健康・福祉のこと

① 民生委員・児童委員	30-9151	健康福祉総務課
民生委員・児童委員は、自らも地域住民の一員として、担当区域の高齢者や障がいのある方の安否確認や見守り、子どもたちへの声かけなどを行っています。 また、生活上の心配ごとなど、さまざまな相談に応じ、必要な支援が受けられるよう、行政や専門機関とのつなぎ役となります。委員には守秘義務があり、相談内容や秘密が他に漏れることはありません。気軽に声をかけてください。		
② 高齢者相談		地域包括支援センター
高齢者やその家族などが安心して生活できるよう、介護サービスをはじめ、福祉・医療・権利擁護（虐待・成年後見制度など）・認知症に関する心配ごとや悩みごとのさまざまな相談に応じています。 【地域包括支援センター】 ※（ ）内は担当地域（小学校区等） 地域包括支援センターはつかいち西部（地御前・阿品台東・阿品台西） 30-9066 地域包括支援センターはつかいち中部（宮内・金剛寺・宮園・四季が丘） 20-4580 地域包括支援センターはつかいち東部（佐方、廿日市、平良、原） 30-9158 地域包括支援センターさいき （佐伯、吉和） 72-2828 地域包括支援センターおおの （大野、宮島） 50-0251		
③ いきいき百歳体操	30-9167	高齢介護課
住み慣れた地域でいつまでも元気でいきいきとした生活を送るために、楽しく筋力アップができる体操です。百歳体操の立ち上げや継続的な支援を行っています。 開催場所や日程などの詳細は、市ホームページで確認ができます。 ▼ 市ホームページ > [担当部署で探す] > [高齢介護] > [いきいき百歳体操]		
④ ふれあいサロン	20-0294	市社会福祉協議会
高齢者等の集いの場であるサロン活動を各地域の市民センターや集会所等で実施しています。市社会福祉協議会は地域に根付いた活動になるような支援、新たなサロンの開設支援などを行っています。		
⑤ 敬老事業・老人クラブ	30-9167	高齢介護課
【敬老事業】 多年に亘り社会に尽くしてきた高齢者を敬愛し、長寿を祝うため、88歳の人に記念品、100歳の人に敬老祝金を贈ります。（88歳の人への記念品贈呈は、令和7年度をもって終了します。） 【老人クラブ】 老後を健全で豊かなものにするために、地域の高齢者が自主的に集まり活動する団体で		

す。地域の社会奉仕活動、スポーツなど趣味の活動、健康づくりや介護予防のための活動などを行っています。

おおむね60歳以上の人なら、どなたでも加入できます。

老人クラブ加入については、廿日市市老人クラブ連合会事務局までお問い合わせください。

▼廿日市市老人クラブ連合会 → TEL：31-5777

(受付時間：火曜日、木曜日 10:00～16:00)

⑥ 健康増進（ウォーキングなど）

20-1610

健康福祉総務課

市民の健康づくりを進め、盛り上げていく取組みを行っています。

地域では、交流ウォーキングを開催しています。開催場所や日程などの詳細は、ホームページに掲載しています。



7 教育に関すること

① 青少年の健全育成

30-9203

生涯学習課

青少年の健全育成の視点から、地域の大人と子ども、子ども同士の交流ができるよう、各市民センターなどで活動している、さまざまなグループがあります。

青少年育成関係各団体については、ホームページに掲載しています。

▼ 市ホームページ > [子育て・教育] > [青少年・生涯学習] > [健全育成・成人] > [健全育成・成人の一覧を見る] > [青少年育成関係団体]



8 その他

① 転入・転出・転居

30-9135

市民課

住所が変わる場合、変わった場合には、届出が必要です。

新たな転入・転居の届出の際、窓口では、加入の対象となる町内会を案内し、加入を呼びかけています。

▼ 町内会・自治会加入促進 → 14ページ参照

② 出前トークの申込み

30-9121

プロモーション戦略課

市の職員が、地域の集会や学習会などに出向き、施策・事業に関する取り組み・制度などを説明し、対話や意見交換を行います。

申し込みの際に、あらかじめ設定されたテーマ表の中から、町内会・自治会などで、希望する内容を選びます。

▼ 市ホームページ > [市政・広報] > [広報] > [出前トーク]

③ 市民相談	30-9147	人権・市民生活課
市政に関する市民相談のほか、法律・年金・行政・登記相談など、各種相談窓口を設置しています。		
④市民意見の受付	30-9121	プロモーション戦略課
市民の皆さんからの意見は、廿日市市ホームページからの送信のほか、本庁、各支所、各市民センターの市政意見箱でも受け付けています。 寄せられた意見などは、内容や必要に応じ、関係部署から電話やメールで回答しています。 ▼ 市ホームページ > [問い合わせ・意見送信フォーム]		

～巻末～ 問い合わせ一覧

《町内会・自治会活動の相談窓口》

廿日市市町内会連合会事務局	32-3013	(廿日市市市民活動センター3階)
廿日市市役所地域振興課	30-9137	(市役所2階)
佐伯支所地域づくり係	72-1112	(佐伯支所2階)
吉和支所地域づくり係	77-2112	(吉和支所1階)
大野支所地域づくり係	30-2005	(大野支所2階)
宮島支所地域づくり係	44-2000	(宮島支所2階)



《市民センターの連絡先》



No.	施設名	所在地		電話番号	FAX
1	中央市民センター	〒738-0012	天神11番29号	20-1266	32-1257
2	平良市民センター	〒738-0025	平良二丁目7番6号	31-1251	31-1532
3	原市民センター	〒738-0031	原439番地2	39-0227	39-0314
4	宮内市民センター	〒738-0034	宮内1553番地	39-6011	39-6276
5	地御前市民センター	〒738-0042	地御前三丁目10番5号	36-2360	36-2361
6	佐方市民センター (指定管理者:佐方アイラブ自治会)	〒738-0001	佐方一丁目4番28号	32-5049	32-5073
7	阿品市民センター	〒738-0054	阿品二丁目23番8号	36-3630	36-3638
8	串戸市民センター (指定管理者:串戸地区自治協議会)	〒738-0033	串戸二丁目13番13号	32-2096	30-2055
9	阿品台市民センター	〒738-0053	阿品台四丁目1番41号	39-4338	39-4368
10	宮園市民センター	〒738-0035	宮園三丁目1番地5	39-1699	39-1978
11	四季が丘市民センター	〒738-0036	四季が丘五丁目13番地3	38-3365	38-3474
12	友和市民センター	〒738-0203	友田407番地1	74-0001	74-1067
13	津田市民センター	〒738-0222	津田4218番地	72-0336	72-0466
14	あさはらまちづくり交流センター (指定管理者:特定非営利活動法人NPOあさはら)	〒738-0223	浅原2654番地3	72-0001	72-0045
15	玖島市民センター	〒738-0205	玖島4347番地1	74-0505	74-2171
16	吉和ふれあい交流センター (指定管理者:コミュニティよしわ)	〒738-0301	吉和1886番地1	77-2116	77-2078
17	多世代活動交流センター (フジタスクエア まるくる大野) (指定管理者:(株)マチノニワいかなづ)	〒739-0488	大野1328番地	20-4545	54-1367
18	大野西市民センター	〒739-0452	丸石二丁目5番17号	55-2017	55-2899
19	大野東市民センター	〒739-0414	宮島口東二丁目12-5	56-1013	56-3312
20	宮島まちづくり交流センター (etto宮島交流館)	〒739-0588	宮島町412番地	44-2005	44-0705
21	宮島まちづくり交流センター杉之浦	〒739-0501	宮島町993番地1	44-2018	44-0538

令和7年6月発行

廿日市市町内会連合会

廿日市市住吉二丁目 2-16

(廿日市市市民活動センター3階)

電話：(0829) 32-3013

【問合せ】廿日市市（地域振興部 地域振興課）

廿日市市下平良一丁目 11-1

電話：(0829) 30-9137